

令和5年度公民館自主運営講座活動グループ募集要項

- 1 趣 旨 地域活動の拠点となる「公民館」において、一人ひとりが潤いと安らぎがあり、活力あふれる生活を送ることに寄与する目的で、自主的学習活動の場所と講師謝金の補助を行う。
- 2 主 催 階上町教育委員会
- 3 対 象 一 般 町 民
- 4 開催期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
- 5 開催場所 道仏公民館、ハートフルプラザ・はしかみ、石鉢ふれあい交流館、陶芸作業所、道仏交流センター
- 6 学習条件 (1) 活動人数は8名以上であること。
(2) 発起人（参加代表者）は一般町民であること。参加者は町内外問わないが半数以上は町民、又は町内に勤務している方であること。また、講師は参加者に含まれない。
(3) 企画運営は自分たちで行うこと。（6回以上の学習計画）
(4) 支援期間は1年度ごととする。ただし、3年度を限度に支援する。
(5) 学習内容が健全であること。
(6) 町民文化祭時の、作品展示又はステージ発表等に協力すること。
- 7 支援内容 (1) 講師謝金
講座回数に応じて半数回分を補助し、4回を限度とする。講座1回あたりの謝金支出限度額は次のとおりとする。ただし、複数人の講師を依頼する場合、人数に限らず、1回あたり上限額は10,000円とする。
町内在住の講師：上限 5,000円
町外在住の講師：上限 10,000円
(2) 施設使用料
講座に使用する施設の使用料は免除とする。
- 8 そ の 他 あおもり県民カレッジ単位認定講座とする。
受講生の募集を町の広報やホームページに掲載する。

公民館講座運営について

1 生涯学習施設としての公民館

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供等、地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献する等、住民の日常生活にもっとも身近な生涯学習のための施設としてその役割を求められている。

2 公民館講座開設の今後の方針

最長3年間の援助を受け、自主的に学習活動を進めていくなかで、さらに自立した学習グループとして活動し、より多数の住民が参加できるような態勢を整えていく。

令和5年度 公民館自主運営講座活動 事務手続きの流れ

(1) 活動団体の募集

(2) 申請書類の提出

【提出書類】

公民館講座活動申請書（様式1）、公民館講座参加者名簿（様式2）

(3) 書類審査

教育委員会で申請書類を審査し、承認を行います。

(4) 広報で参加者を募集

(5) 参加者名簿の提出

参加者が集まり次第、活動開始前に改めて参加者名簿（様式2）を提出していただきます。

(6) 活動実施

毎活動時、活動日誌（様式3）・出席簿（様式4）に記入してください。

(7) 実績報告書の提出

事業終了後20日以内または令和6年3月31日（金）のいずれか早い日

【提出書類】

- ①公民館講座実績報告書（様式1）、②公民館講座参加者名簿（様式2）
- ③公民館講座活動日誌（様式3）、④公民館講座出席簿（様式4）
- ⑤活動写真（4枚位）